

# 子ども手当の寄附の開始について

子ども手当は、法律の規定により、手当の支給を受ける前に申し出ることによって、寄附することができます。

横浜市では、10月15日の支給にあわせて、寄附の申し出の受付を始めます。受領した寄附は、子どもの健やかな育ちを支援するために役立てます。

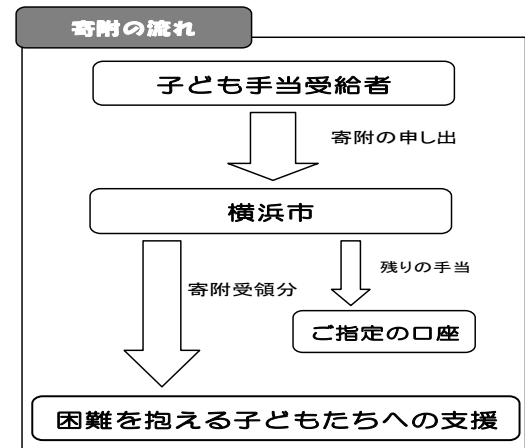
## 1 寄附の仕組み

子ども手当の受給者が、手当を受ける前に横浜市に寄附を申し出ること、金融機関に出向くことなく、簡単に寄附することができます。

支給される手当のうち、寄附の申し出があった分については、直接横浜市が寄附として受領します。

(右図参照)

寄附は、子ども手当の1人あたり月額である13,000円を単位として受け付けます。



## 2 寄附のつかいみち

横浜市では、子どもの健やかな育ちの支援の中でも、「困難を抱える子どもたちへの支援」に、子ども手当の寄附を活用します。

受領した寄附金をどのように使ったかについては、別途公表します。

## 3 寄附の申し出

8月下旬から受給者あてに送付する「継続通知」等に、寄附のご案内を同封します。

寄附の申し出をされる方は、ご案内をお読みになった上で、担当までご連絡いただければ、「寄附申出書」と返信用封筒を送付します。

## 4 市民のお問い合わせ先

横浜市子ども青少年局子ども家庭課手当給付係

045-671-2393

(参考) 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律

第23条 受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、当該子ども手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わって受けることができる。

2 市町村は、前項の規定により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければならない。

お問い合わせ先

子ども青少年局子ども家庭課 課長 阿部 隆康 Tel 045-671-2364

# 子ども手当に係る寄附のご案内

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

子ども手当の全部又は一部を、地域の子どもたちへの支援のために役立ててほしいという思いをお持ちの方は、手当の支給を受ける前に寄附を申し出ることによって、簡単に寄附することができます。

## 寄附の仕組み

手当の支給前に申出書を提出いただくことで、金融機関に出向くことなく、簡単に寄附することができます。

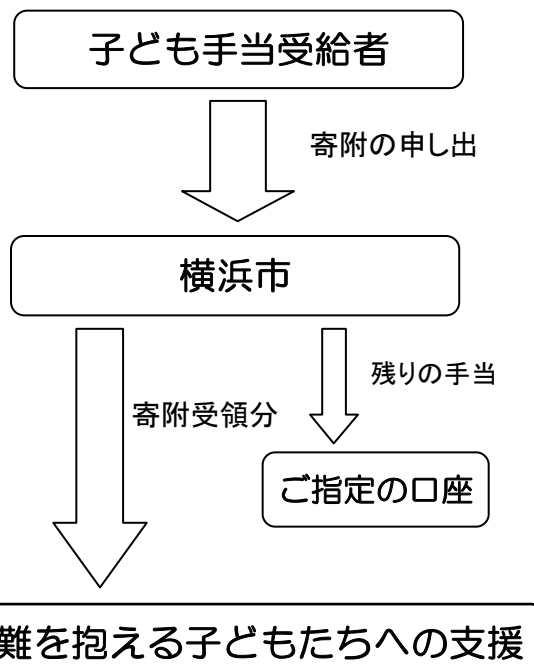
支給される手当のうち、寄附の申し出をされた分について、直接、横浜市が寄附として受領いたします。

## 寄附のつかいみち

横浜市では、子ども手当の寄附を、「**困難を抱える子どもたちへの支援**」のために使わせていただきます。

用途の詳細については、後日報告させていただくとともに、本市ホームページなどで公表いたします。

## 寄附の流れ



寄附の申し出をされる方は、裏面の【寄附の手続】、【注意事項】をお読みください。

子ども手当の寄附に関するお問い合わせは、下記担当まで。  
**横浜市こども青少年局こども家庭課子ども手当担当**

TEL : 045(671)2393      FAX : 045(681)0925

E-mail : kd-teate@city.yokohama.jp

## 【寄附の手続】

- 1 子ども手当の寄附を申し出ていただける方は、寄附申出書と返信用封筒を送付させていただきますので、下記担当までご連絡ください。

子ども手当寄附担当:こども青少年局こども家庭課

電話:045-671-2393 FAX:045-681-0925

E-Mail:kd-teate@city.yokohama.jp

- 2 寄附の申し出には、各支給月ごとに期限があります。それぞれの期限を過ぎますと、寄附の申し出は次の支給分からとなりますので、ご注意ください。

〔寄附申し出期限〕

- 10月支給分（6～9月分）：平成22年9月17日（金）
- 2月支給分（10～1月分）：平成23年1月20日（木）
- 6月支給分（2～3月分）：平成23年5月20日（金）

- 3 寄附いただいた方には、別途「受領証明書」を交付します。  
子ども手当に係る寄附は、寄附控除の対象になります。控除を受けるためには、「受領証明書」が必要となります。

## 【注意事項】

- 1 寄附は、子ども手当の受給資格者が行うこととなりますので、寄附を申し出る方と子ども手当の受給資格者が異なる場合には、寄附の申出はできません。
- 2 寄附の申し出は、上記「寄附申し出期限」までに行ってください。期限を過ぎての申し出はできません。
- 3 申し出た寄附は、所定の手続きにより変更又は撤回することができますが、すでに手当の支払いが行われ、寄附を受領した後は、返還には応じかねます。
- 4 転居等により子ども手当の支給事由が消滅した場合には、転居先の市町村において、担当課にご相談ください。
- 5 手当の額の減額等により、この申出書の寄附の額に達しない場合には、申し出の寄附の額の全部について、寄附は行わないこととなります。
- 6 寄附の申出書をご提出いただいた方には、内容の確認などのため、担当から連絡させていただく場合があります。
- 7 公務員の方など、代理受領による寄附を行うことができない方がいます。

子ども手当の寄附に関するお問い合わせは、下記担当まで。

**横浜市こども青少年局こども家庭課子ども手当担当**

TEL: 045(671)2393 FAX: 045(681)0925

E-mail: kd-teate@city.yokohama.jp

